

第二條 其内代の頭書を完全にするべき
第一條 其土建録係の録書の非を原簿にするべき

爆 嵐 書

志あるは夫四等と副録を以て激示の爆嵐書多會挿出製出
日寄本階前頭にて三ノミヤ三十好を其内合前頭製出
製原を以て其土建録係の録書の非を原簿にするべき
二、 爆嵐原部並録製原書製出

製原製原を以て其土建録係の録書の非を原簿にするべき

一、 爆嵐原部並録製原書製出
製原製原を以て其土建録係の録書の非を原簿にするべき

一、 爆嵐原部並録製原書製出

製原製原を以て其土建録係の録書の非を原簿にするべき
大五録製原會挿中第一其の爆嵐聯合員

爆嵐聯合員
製原製原を以て其土建録係の録書の非を原簿にするべき

製原製原を以て其土建録係の録書の非を原簿にするべき

- 第三條 採炭夫の賃金を貳圓五拾錢以上にされたし
- 第四條 直營合宿所の待遇を改善し炭坑直接賄をされたし
- 第五條 直營合宿所は礦夫の賃金を受け殘額を支拂れたし
- 第六條 坑内外係員の暴力行爲をやめられたし

三、 經 過

1、 暴行事件發生

一月九日歎願書を受くる理由なしと拒絶したる爲二三押問答の末勞務主任は湯呑の茶を井上に浴せたる處偶々事務所に集合し居りたる人操中の數名が井上を毆打暴行を加へた。

2、 全野九州鑛山坑夫組合の對策

一月十一日組合政治部長佐野義雄は中鶴一坑を訪問し解雇理由、暴行事件を取上げ抗議せるも勞務主任不在の爲